

2021年5月27日

逗子市

## 令和3年度逗子海水浴場を開設します

～「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」に基づき運営します～

今夏の逗子海岸は、新型コロナウイルス感染症の状況が不透明な中ではありますが、海水浴場の有無に関わらず、コロナ慣れや東京オリンピック・パラリンピックに呼応した人の動きが想定され、夏期の逗子海岸への来訪者は昨年より増加するものと考えられます。

これに対応するために、今年度は逗子海水浴場を設置し、開設者として、感染防止策を実施した上で、水難事故防止のための監視活動や、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」に基づいて砂浜での飲酒やバーベキュー等を禁止し、風紀の乱れを防ぐためのマナーアップ警備活動を行うなど、安心・安全のための対策を実施する必要があるとの考えのもと、開設に向けて準備を進めています。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の要請、まん延状況によっては、**建築等の準備を進めていても、海開きを延期して期間を短縮することや、開設後に海の家等の利便施設を一時休業とする等の対応を行う予定です。**

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 【5月27日現在の予定】

●**建築期間** 令和3年6月1日(火)～7月1日(木)

●**開設期間** 令和3年7月2日(金)～9月5日(日)

### 【まん延防止等重点措置等の要請が5月31日以降も延長される場合】

●**建築期間** 令和3年6月1日(火)～7月15日(木)

●**開設期間** 令和3年7月16日(金)～9月5日(日)

※緊急事態宣言等の要請やまん延状況等に応じて、**開設期間の短縮や海の家の一時的休業、閉店時間の短縮、酒類提供の制限等の対応を行います。**

※開設者及び海の家は、「神奈川県海水浴場ルールに関するガイドライン」に基づき作成した「逗子海水浴場事業者・利用者ルール（以下、ルール）」に定める感染症対策を実施し、利用者に向けては感染防止への協力をお願いする周知を行います。

※海の家営業に際しては、事業者に対し、「ルール」の遵守と感染防止のための取組を求めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・楠元

電話：046-873-1111 内線280・281